

独立行政法人中小企業基盤整備機構 第4期中期計画

平成31年3月

最終改定 令和6年3月

独立行政法人中小企業基盤整備機構

目 次

○機構に求められる役割と取組	1
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	4
1. 事業承継・事業引継ぎの促進	4
(1) 事業承継・事業引継ぎへの支援	4
(2) 事業承継ファンドへの出資の強化	5
2. 生産性向上	5
(1) 中小企業・小規模事業者へのIT導入促進支援	7
(2) 生産性向上に向けた多様な経営課題への円滑な対応と経営の基盤となる人材の育成	7
(3) 地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援	8
(4) 中小企業・小規模事業者の連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化の促進	8
3. 新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援	9
(1) 販路開拓・海外展開支援	11
(2) 新事業展開による新たな市場開拓等への支援	12
(3) 起業・創業・成長支援	12
(4) 事業再構築支援	13
4. 経営環境の変化への対応の円滑化	14
(1) 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営	15
(2) 中小企業・小規模事業者の事業再生等への支援	15
(3) 大規模な自然災害等への機動的な対応	16
II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	17
1. 顧客重視	17
(1) 顧客重視の業務運営	17
(2) 機構の認知度向上による支援施策の利用促進	17
2. 組織パフォーマンス、組織力の向上	18
3. 業務改善と新たなニーズへの対応	18
4. 業務経費等の効率化	18
5. 業務の電子化の推進	19
6. 情報システムの整備管理	19
III. 財務内容の改善に関する事項	19
1. 財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組	19
2. 保有資産の見直し等	20
IV. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	21
1. 予算計画	21
2. 収支計画	21
3. 資金計画	21
V. 短期借入金の限度額	21
VI. 不要財産又は不要財産になることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	21
VII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	22
VIII. 剰余金の使途	22
IX. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	22
1. 施設及び設備に関する計画	22

2. 人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	22
3. 中期目標の期間を超える債務負担	23
4. 積立金の処分に関する事項	23
5. その他機構の業務の運営に関し必要な事項	23
X. その他業務運営に関する重要事項	23
1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等	23
2. 様々な専門スキルを持った人材の確保・育成	24
3. 情報公開による透明性の確保	24
4. 情報セキュリティの確保	24

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、第4期中期目標を受けて、中小企業・小規模事業者対策に最善を尽くす。

機構は、「中小企業や地域社会の皆様に多彩なサービスを提供することを通じ、豊かでうるおいのある日本を作るために、貢献致します。」という基本理念のもと、顧客にご満足いただけるより質の高いサービスを提供し、顧客の成長を支援し、地域の発展と日本経済の活力の維持・強化に貢献する。前例にとらわれず、常に柔軟な発想を保ち、顧客の期待と信頼に応えることを第一として、中小企業・小規模事業者への支援に誇りを持って取り組んでいく。

○機構に求められる役割と取組

日本経済は、2012年末を境に持ち直しの動きに転じ、2018年には企業収益が過去最高水準となった。全国358万の中小企業・小規模事業者は、企業数の99.7%、雇用の68.8%を占め、付加価値の過半数を担い、地域経済と地域の雇用を支える重要な存在であるが、中小企業・小規模事業者の業況も2018年までは総じて改善傾向にあり、売上高が増加基調、経常利益が過去最高水準で推移し、倒産件数も2018年まで10年連続で減少していた。他方、2019年に入ると、米中貿易摩擦の影響による外需の落ち込み、10月の消費税率引き上げに伴う一定程度の駆け込み需要の反動減、台風や暖冬等の影響を受けて、中小企業・小規模事業者の業況の改善に一服感が見られていた。2020年に入ると、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い、中小企業・小規模事業者の業況は急激に悪化し、「中小企業景況調査」の業況判断DIが2020年の第2四半期にリーマン・ショック時を下回る水準となるなど、中小企業・小規模事業者を巡る環境は極めて厳しいものとなっている。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前から、中小企業・小規模事業者は、少子高齢化による経営者の高齢化、労働人口減少による人手不足、人口減少による国内市場の縮小・変化の3つの構造変化に直面しており、景気回復の実感がわかず、支援ニーズは増大していた。新型コロナウイルス感染症の影響が拡大するにつれて、事業者の事業継続や事業再構築が喫緊の課題となるとともに、先述の構造的課題がより深刻なものとなっている。

こうした課題を抱える中、特に、中小企業・小規模事業者は、事業承継・事業引継ぎ、生産性向上、販路開拓・海外展開などの新事業展開、起業・創業、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた事業再構築が必要となっている。

このため、政府は、これまでの「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に加え、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）では、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、2020年に向けた取組を決定した。さらに、「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）においても、「中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化」を掲げているところである。具体的には、IoT、人工知能、ロボット等の第4次産業革命の技術革新をあらゆる産業に取り入れ、様々な社会課題を解決する「Society 5.0」を世界に先駆けて実現するとともに、モノとモノ、人と機械・システム、人と技術、異なる産業に属する企業と企業など、様々なものをつなげる新たな産業システム（Connected Industries）への変革を推進しているところである。加えて、「成長戦略実行計画」（令和2年7月17日閣議決定）においても、「中小企業・小規模事業者の生産性向上」が掲げられ、大企業と中小企業の共存共栄、大企業と下請企業との個別取引の適正化に取り組むことが決定された。「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）においては、中小企業政策の新たなKPIとして、①中小企業の従業員一人当たりの付加価値額を今後5年間（2025年まで）で5%向上させる、②中小企業から中堅企業に成長する企業が年400社以上となることを目指す、③中小企業の全要素生産性を今後5年間（2025年まで）で5%向上させる、④開業

率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す、⑤海外への直接輸出または直接投資を行う中小企業の比率を今後5年間（2025年まで）で10%向上させる、の5つが定められた。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて、令和2年度第1次補正予算及び第2次補正予算においては、雇用維持や事業継続のための日本政策金融公庫等による資金繰り支援、持続化給付金や家賃支援給付金の支給、中小企業生産性革命推進事業による事業再開支援等が措置された。さらに、令和2年度第3次補正予算においては、「新たな日常」の先取りによる成長戦略の一環として、中小企業等事業再構築促進事業等が措置され、コロナの影響により大きな打撃を受けた中小企業・小規模事業者の事業継続や経営転換等を支援することとなった。

加えて、中小企業・小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、中小企業の足腰強化等を促進することを目的とする産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）が成立した。これにより、独立行政法人中小企業基盤整備機構法が改正され、機構は中小企業に限らず「経営の革新を行う事業者」全般に対して必要な助成を行うことができることとなった。

地域経済と地域の雇用を支える重要な存在である中小企業・小規模事業者は、日本経済の活力の維持・強化に重要な役割を担っており、日本経済の基盤を形成している。

そのため、機構は、これまでに果たしてきた

（1）中小企業・小規模事業者に対する創業から成長・発展、事業再生、事業再構築、事業引継ぎまでを総合的に支援する役割

（2）地域の商工会、商工会議所等の中小企業支援機関、地域金融機関、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関等（以下「地域の中小企業支援機関等」という。）の支援機能の向上・強化を支援する役割

について、これらの役割を果たしつつ、中小企業のDX化やインボイスへの対応等、時代の要請に応じてメリハリの付いた取組を行っていく。

また、機構自らがカバーできていない中小企業・小規模事業者への支援の拡大やより効果的・効率的な支援の提供などの観点から、引き続き政府関係機関、独立行政法人、地方公共団体、地域の中小企業支援機関、民間企業等と連携・協働を図っていくとともに、既存の連携先のみならず、これらの中の新たな機関との連携・協働についても模索していく。

その上で、機構は、「新しい経済政策パッケージ」、「未来投資戦略2018」及び新型コロナウイルス感染症への対応などの新たな政策要請を踏まえ、

（1）事業承継・事業引継ぎの促進

（2）生産性向上

（3）新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援

（4）経営環境の変化への対応の円滑化

を柱に据え業務を実施する。

「中小企業・小規模事業者の生産性革命」には、売上拡大・販路開拓による産出（アウトプット）の増大と、省力化による資源投入（インプット）の低減の2つの視点で見ることが鍵であり、これらは分子・分母の関係にある。機構では、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、多様な支援施策により分子と分母の双方を支援し、「中小企業・小規模事業者の生産性革命」に貢献する役割を担い、中小企業・小規模事業者の第4次産業革命技術の社会実

装による「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革の推進に貢献していく。

機構がこれまで実施してきた中小企業・小規模事業者への直接的な支援では、支援施策の届く範囲に一定の限界があり、引き続き地域の中小企業支援機関等を通じた間接的な支援を実施するとともに、支援する中小企業・小規模事業者の拡大やサービスの質の向上を推進していくため、以下の取組を実施する。

これらにより、支援ニーズのある者に対して効果的・効率的に支援を行き届かせ、中小企業・小規模事業者の自主的な努力を促し、「生産性革命」に貢献する。

- ・既存の直接的な支援と地域の中小企業支援機関等への支援に注力しつつ、中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が、支援施策や有用事例などに時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるよう、ITプラットフォームの構築、Webを活用した研修の提供、Webマッチングサイトの充実など、AI・ITを活用する。
- ・こうしたAI・ITを活用した仕組みを中小企業・小規模事業者が直接的に活用することに加え、地域の中小企業支援機関等が支援ツールとして活用することにより、間接的な支援との相乗効果をもたらし、支援の裾野を広げていくとともに、中小企業・小規模事業者が自立的に自社の課題解決にアプローチできる環境を整備する。
- ・その上で直接的な支援は、地域中核・成長企業の生産性向上支援のように政策意義・要請が大きく、より難度・専門性の高い分野の支援に重心を置き、より高い施策効果の実現を目指す。

また、地域の中小企業支援機関等に求められる専門性もより一層高度化しているため、それらの支援機能をさらに向上・強化することに努め、支援の質と量の双方を高度化する。

さらに、常に中小企業・小規模事業者のニーズを踏まえ、既存の支援施策の枠組みにとらわれない新たな支援策を果敢に検討・試行し、国の新たな支援施策立案に貢献する。

さらに、令和2年度第3次補正予算で措置された「中小企業等事業再構築促進事業」は、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の新分野展開や業態転換等の事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すものであるが、本事業は、機構に基金を造成した上で、中堅企業及び中小企業・小規模事業者に対する補助を行う。新型コロナウイルス感染症により大きな打撃を受けた事業者が危機を克服するためには、事業再構築に果敢に挑戦することが必要であり、機構としても国及び事務局と緊密に連携して、事業者の取組を支援する。併せて、機構の支援ツールを用いた事業再構築支援を行う。

なお、成果目標については、サービスの量を定量的に示す事業成果（アウトプット）に加え、サービスの提供により生じた企業の業績等の事業効果（アウトカム）の観点から事業評価を適切に行い、アウトプット目標・アウトカム目標が第三者に検証可能なものになるよう努めるとともに、常にアウトカムを意識しつつ、アウトプットがアウトカムにつながるよう事業実施を図り、機構の存在自体とその利用価値の認知度を向上させることで、支援施策のより一層の利用を促す。その際、機構が行う各種取組の効果を事後的に検証できるよう、必要なデータの収集方法等について検討していく。

以上の方針のもと、機構は、第4期中期計画を以下のとおり策定する。

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、第4期中期目標を受けて、中小企業・小規模事業者対策に最善を尽くす。

機構は、「中小企業や地域社会の皆様に多彩なサービスを提供することを通じ、豊かでうるおいのある日本を作るために、貢献致します。」という基本理念のもと、顧客にご満足いただけるより質の高いサービスを提供し、顧客の成長を支援し、地域の発展と日本経済の活力の維持・強化に貢献する。前例にとらわれず、常に柔軟な発想を保ち、顧客の期待と信頼に応えることを第一として、中小企業・小規模事業者への支援に誇りを持って取り組んでいく。

○機構に求められる役割と取組

日本経済は、2012年末を境に持ち直しの動きに転じ、2018年には企業収益が過去最高水準となった。全国358万の中小企業・小規模事業者は、企業数の99.7%、雇用の68.8%を占め、付加価値の過半数を担い、地域経済と地域の雇用を支える重要な存在であるが、中小企業・小規模事業者の業況も2018年までは総じて改善傾向にあり、売上高が増加基調、経常利益が過去最高水準で推移し、倒産件数も2018年まで10年連続で減少していた。他方、2019年に入ると、米中貿易摩擦の影響による外需の落ち込み、10月の消費税率引き上げに伴う一定程度の駆け込み需要の反動減、台風や暖冬等の影響を受けて、中小企業・小規模事業者の業況の改善に一服感が見られていた。2020年に入ると、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い、中小企業・小規模事業者の業況は急激に悪化し、「中小企業景況調査」の業況判断DIが2020年の第2四半期にリーマン・ショック時を下回る水準となるなど、中小企業・小規模事業者を巡る環境は極めて厳しいものとなっている。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前から、中小企業・小規模事業者は、少子高齢化による経営者の高齢化、労働人口減少による人手不足、人口減少による国内市場の縮小・変化の3つの構造変化に直面しており、景気回復の実感がわかず、支援ニーズは増大していた。新型コロナウイルス感染症の影響が拡大するにつれて、事業者の事業継続や事業再構築が喫緊の課題となるとともに、先述の構造的課題がより深刻なものとなっている。

こうした課題を抱える中、特に、中小企業・小規模事業者は、事業承継・事業引継ぎ、生産性向上、販路開拓・海外展開などの新事業展開、起業・創業、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた事業再構築が必要となっている。

このため、政府は、これまでの「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に加え、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）では、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、2020年に向けた取組を決定した。さらに、「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）においても、「中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化」を掲げているところである。具体的には、IoT、人工知能、ロボット等の第4次産業革命の技術革新をあらゆる産業に取り入れ、様々な社会課題を解決する「Society 5.0」を世界に先駆けて実現するとともに、モノとモノ、人と機械・システム、人と技術、異なる産業に属する企業と企業など、様々なものをつなげる新たな産業システム（Connected Industries）への変革を推進しているところである。加えて、「成長戦略実行計画」（令和2年7月17日閣議決定）においても、「中小企業・小規模事業者の生産性向上」が掲げられ、大企業と中小企業の共存共栄、大企業と下請企業との個別取引の適正化に取り組むことが決定された。「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）においては、中小企業政策の新たなKPIとして、①中小企業の従業員一人当たりの付加価値額を今後5年間（2025年まで）で5%向上させる、②中小企業から中堅企業に成長する企業が年400社以上となることを目指す、③中小企業の全要素生産性を今後5年間（2025年まで）で5%向上させる、④開業

率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す、⑤海外への直接輸出または直接投資を行う中小企業の比率を今後5年間（2025年まで）で10%向上させる、の5つが定められた。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて、令和2年度第1次補正予算及び第2次補正予算においては、雇用維持や事業継続のための日本政策金融公庫等による資金繰り支援、持続化給付金や家賃支援給付金の支給、中小企業生産性革命推進事業による事業再開支援等が措置された。さらに、令和2年度第3次補正予算においては、「新たな日常」の先取りによる成長戦略の一環として、中小企業等事業再構築促進事業等が措置され、コロナの影響により大きな打撃を受けた中小企業・小規模事業者の事業継続や経営転換等を支援することとなった。

加えて、中小企業・小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、中小企業の足腰強化等を促進することを目的とする産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）が成立した。これにより、独立行政法人中小企業基盤整備機構法が改正され、機構は中小企業に限らず「経営の革新を行う事業者」全般に対して必要な助成を行うことができることとなった。

地域経済と地域の雇用を支える重要な存在である中小企業・小規模事業者は、日本経済の活力の維持・強化に重要な役割を担っており、日本経済の基盤を形成している。

そのため、機構は、これまでに果たしてきた

（1）中小企業・小規模事業者に対する創業から成長・発展、事業再生、事業再構築、事業引継ぎまでを総合的に支援する役割

（2）地域の商工会、商工会議所等の中小企業支援機関、地域金融機関、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関等（以下「地域の中小企業支援機関等」という。）の支援機能の向上・強化を支援する役割

について、これらの役割を果たしつつ、中小企業のDX化やインボイスへの対応等、時代の要請に応じてメリハリの付いた取組を行っていく。

また、機構自らがカバーできていない中小企業・小規模事業者への支援の拡大やより効果的・効率的な支援の提供などの観点から、引き続き政府関係機関、独立行政法人、地方公共団体、地域の中小企業支援機関、民間企業等と連携・協働を図っていくとともに、既存の連携先のみならず、これらの中の新たな機関との連携・協働についても模索していく。

その上で、機構は、「新しい経済政策パッケージ」、「未来投資戦略2018」及び新型コロナウイルス感染症への対応などの新たな政策要請を踏まえ、

（1）事業承継・事業引継ぎの促進

（2）生産性向上

（3）新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援

（4）経営環境の変化への対応の円滑化

を柱に据え業務を実施する。

「中小企業・小規模事業者の生産性革命」には、売上拡大・販路開拓による産出（アウトプット）の増大と、省力化による資源投入（インプット）の低減の2つの視点で見ることが鍵であり、これらは分子・分母の関係にある。機構では、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、多様な支援施策により分子と分母の双方を支援し、「中小企業・小規模事業者の生産性革命」に貢献する役割を担い、中小企業・小規模事業者の第4次産業革命技術の社会実

装による「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革の推進に貢献していく。

機構がこれまで実施してきた中小企業・小規模事業者への直接的な支援では、支援施策の届く範囲に一定の限界があり、引き続き地域の中小企業支援機関等を通じた間接的な支援を実施するとともに、支援する中小企業・小規模事業者の拡大やサービスの質の向上を推進していくため、以下の取組を実施する。

これらにより、支援ニーズのある者に対して効果的・効率的に支援を行き届かせ、中小企業・小規模事業者の自主的な努力を促し、「生産性革命」に貢献する。

- ・既存の直接的な支援と地域の中小企業支援機関等への支援に注力しつつ、中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が、支援施策や有用事例などに時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるよう、ITプラットフォームの構築、Webを活用した研修の提供、Webマッチングサイトの充実など、AI・ITを活用する。
- ・こうしたAI・ITを活用した仕組みを中小企業・小規模事業者が直接的に活用することに加え、地域の中小企業支援機関等が支援ツールとして活用することにより、間接的な支援との相乗効果をもたらし、支援の裾野を広げていくとともに、中小企業・小規模事業者が自立的に自社の課題解決にアプローチできる環境を整備する。
- ・その上で直接的な支援は、地域中核・成長企業の生産性向上支援のように政策意義・要請が大きく、より難度・専門性の高い分野の支援に重心を置き、より高い施策効果の実現を目指す。

また、地域の中小企業支援機関等に求められる専門性もより一層高度化しているため、それらの支援機能をさらに向上・強化することに努め、支援の質と量の双方を高度化する。

さらに、常に中小企業・小規模事業者のニーズを踏まえ、既存の支援施策の枠組みにとらわれない新たな支援策を果敢に検討・試行し、国の新たな支援施策立案に貢献する。

さらに、令和2年度第3次補正予算で措置された「中小企業等事業再構築促進事業」は、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の新分野展開や業態転換等の事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すものであるが、本事業は、機構に基金を造成した上で、中堅企業及び中小企業・小規模事業者に対する補助を行う。新型コロナウイルス感染症により大きな打撃を受けた事業者が危機を克服するためには、事業再構築に果敢に挑戦することが必要であり、機構としても国及び事務局と緊密に連携して、事業者の取組を支援する。併せて、機構の支援ツールを用いた事業再構築支援を行う。

なお、成果目標については、サービスの量を定量的に示す事業成果（アウトプット）に加え、サービスの提供により生じた企業の業績等の事業効果（アウトカム）の観点から事業評価を適切に行い、アウトプット目標・アウトカム目標が第三者に検証可能なものになるよう努めるとともに、常にアウトカムを意識しつつ、アウトプットがアウトカムにつながるよう事業実施を図り、機構の存在自体とその利用価値の認知度を向上させることで、支援施策のより一層の利用を促す。その際、機構が行う各種取組の効果を事後的に検証できるよう、必要なデータの収集方法等について検討していく。

以上の方針のもと、機構は、第4期中期計画を以下のとおり策定する。

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 事業承継・事業引継ぎの促進

2025年までに70歳を超える中小企業の経営者は約245万人存在し、うち約半数の127万人が後継者未定であり、現状を放置し、廃業が急増すると、今後10年間の累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われるおそれがあると言われている。

こうした状況を踏まえ、政府は、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において、10年間程度を事業承継の集中実施期間とした取組の強化を掲げたところ。

機構は、中小企業・小規模事業者が直面している事業承継・事業引継ぎに関する問題を総合的に解決するため、全国の事業引継ぎ支援センター及び地域の中小企業支援機関等における事業承継・事業引継ぎ支援に関する支援ノウハウの提供、支援上の課題への助言、施策情報の提供、事業引継ぎマッチング支援の促進等を行う。また、事業承継・事業引継ぎ等に対する資金の供給を円滑にするため、事業の円滑な承継・事業再編を対象としたファンドへの出資を図る。

令和2年度補正予算（第1号）により措置された出資金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）に基づいて措置されたことを認識し、新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した、地域の核となる事業者の再生・第三者承継を支援する「中小企業経営力強化支援ファンド」の創設に活用する。

令和2年度補正予算（第2号）により措置された出資金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した、地域の核となる事業者の再生・第三者承継を支援する「中小企業経営力強化支援ファンド」の拡充のために活用する。

令和2年度補正予算（第1号及び第2号）により実施する事業は令和2年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

令和3年度補正予算（第1号）により追加的に措置された出資金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、長期化するコロナ禍の影響により業況が悪化した地域経済の中核となる中小企業等の経営力強化と成長を支援する「中小企業経営力強化支援ファンド」の拡充のために活用する。

令和3年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和3年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

（1）事業承継・事業引継ぎへの支援

①地域の中小企業支援機関等への支援を通じた事業承継の促進

より多くの中小企業・小規模事業者の事業承継・事業引継ぎを促進するため、機構の知見とノウハウを結集し、地域の中小企業支援機関等が能動的に事業承継支援を行うために必要な支援能力の向上や継続的な支援を行うための仕組み作り等、地域の中小企業支援機関等が抱える支援上の課題解決に向けて、専門家の派遣等による相談・助言、講習会、優良事例の情報共有等の支援を積極的に行う。

②全国の事業引継ぎ支援センターへの支援

後継者不足に問題を抱えている中小企業・小規模事業者に対し、全国の事業引継ぎ支援センターが実施する相談・助言及びマッチング支援を通じた事業引継ぎを促進するため、中小企業事業引継ぎ支援全国本部として、各地の事業引継ぎ支援センターの支援能力向上や体制構築の

ための助言等を実施する。

また、マッチングに至る機会を増加させるため、広域マッチング支援に取り組むとともに、事業引継ぎ支援データベースの情報量及び情報の質の充実に向けて、相談者数の増加に資する広報の実施や、質の高い案件情報を保有する地域金融機関、民間仲介会社等の民間支援機関によるデータベースへの案件登録及びマッチングへの参加を促す。

さらに、登録民間支援機関やマッチングコーディネーター等の地域における事業引継ぎ実務の担い手の育成等を含め、マッチングの促進に向けた体制整備を行う。

なお、事業引継ぎ支援センターへの相談案件の一定割合が経営改善・事業再生を必要としている現状に鑑み、中小企業事業引継ぎ支援全国本部と中小企業再生支援全国本部の緊密な連携が取れる体制での事業マネジメントを行うとともに、各地の事業引継ぎ支援センターが中小企業再生支援協議会に経営改善が必要な案件を紹介するなど、双方の一層の連携強化を図る。

(2) 事業承継ファンドへの出資の強化

地域金融機関等と連携し、事業承継・事業再編を対象としたファンドへの出資の強化を通じてこれらの円滑な進展を図り、事業承継・事業引継ぎ等に対する資金の供給を円滑化する。組成したファンドに対しては、継続的なモニタリング等を徹底することによりガバナンスを向上させるとともに、各種情報提供や事業引継ぎ支援センターとの連携等を行うことにより、中小企業・小規模事業者の事業承継を支援する。

【指標 1-1】

- ・事業引継ぎにおける広域の成約件数を2021年度までに2018年度比2倍以上、中期目標期間において、1,100件以上とする。【基幹目標】(新規設定)([参考]2017年度実績:100件)

【指標 1-2】

- ・中期目標期間において、機構が支援した事業承継・事業引継ぎ支援者数を50,000者以上とする。(新規設定)([参考]2015~2017年度実績:23,976者)

2. 生産性向上

少子高齢化による人口減少、人手不足に対し、十分な対応ができず、中小企業・小規模事業者の労働生産性は伸び悩み、大企業との労働生産性の格差が拡大している状況にあり、中小企業・小規模事業者は生産性向上の課題を抱えている。

今後、更なる人口減少が見込まれるなか、日本経済の成長のためには、第4次産業革命技術の社会実装などにより中小企業・小規模事業者が労働生産性を高め、「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革などを図っていくことが重要である。

そのため、政府は、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において「生産性革命」を掲げ、日本経済全体の生産性の底上げを図ることとしたところ。

機構は、中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献し、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、IT導入促進支援、多様な経営課題を解決するための相談・助言、ハンズオン支援、経営の基盤となる人材の育成、地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援、中小企業・小規模事業者の連携・共同化の促進等を行う。

中小企業・小規模事業者は、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入など、相次ぐ各種の制度変更に継続的に対応していく必要があることに鑑み、令和元年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、中小企業・小規模事業者の生産性向上を図るために措置されたことを認識し、中小企業・小規模事業者の設備投資、販路開拓、ITツールの導入等への支援を行う中小企業支援機関等への助成の制度対応や生産性向上の取組状況等に応じた機動的な実施、制度の内容や支援策、優良取組事例の周知・広報並びにこれらの事業者の制度対応や生産性向上に係る相談対応及び国内外への事業拡大やIT化促進等に係るハンズオン支援（以下「中小企業生産性革命推進事業」）のために活用する。

令和2年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）に基づいて措置されたことを認識し、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるため、以下の事業のために活用する。

- ・中小企業生産性革命推進事業の特別枠創設
- ・中小企業・小規模事業者のデジタル化対応を支援するIT専門家への補助や中小企業・小規模事業者が自ら経営課題を認識し、解決するための支援ツール等の整備（以下「中小企業デジタル化応援隊事業」）

令和2年度補正予算（第2号）により追加的に措置された交付金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、業種別ガイドライン等に基づく中小企業・小規模事業者の事業再開を支援するため、中小企業生産性革命推進事業の事業再開支援パッケージの実施に活用する。

令和2年度補正予算（第3号）により追加的に措置された交付金については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業・小規模事業者の取組を支援するために措置されたことを認識し、令和2年度補正予算（第1号及び第2号）で措置した中小企業生産性革命推進事業の特別枠を改編した新特別枠（低感染リスク型ビジネス枠）の創設及び小規模事業者の販路開拓のために活用する。

令和2年度補正予算（第1号、第2号及び第3号）により実施する事業は令和2年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

令和3年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えするため、中小企業生産性革命推進事業において、現行の通常枠の拡充・見直しや新たな特別枠の創設に活用するとともに、円滑な事業承継・引継ぎの推進に活用する。また、課題設定型の伴走型支援に必要な知識やノウハウをオンライン等の研修プログラムとして企画・開発、提供するために活用する。

令和3年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和3年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

令和4年度補正予算（第2号）により追加的に措置された交付金及び補助金については、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、新たな申請類型の創設、補助率の引上げ、要件緩和、補助対象範囲を拡大した中小企業生産性革命推進事業に活用する。

令和4年度補正予算（第2号）により実施する事業は、令和4年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

令和5年度補正予算により追加的に措置された補助金については、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、新たな申請類

型の創設、補助上限の引上げ、要件緩和をした中小企業生産性革命推進事業に活用する。

令和5年度補正予算により実施する事業は、令和5年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降、事業終了まで業務実績等報告書に実施状況を記載する。

(1) 中小企業・小規模事業者へのIT導入促進支援

中小企業・小規模事業者のIT化は、コスト削減・省力化のみならず、売上拡大・販路拡大にも効果をもたらし、中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献するものである。

このため、政府は、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において、3年間で中小企業・小規模事業者の約3割に当たる約100万社に対するITツール導入促進を掲げたところ。

こうした状況を踏まえ、機構は、具体的に以下の取組を実施する。

① ITプラットフォームによる情報提供及び地域の中小企業支援機関等によるITプラットフォーム活用の促進

機構は、中小企業・小規模事業者のIT導入の裾野を広げるため、IT導入に係る中小企業・小規模事業者支援のプラットフォームとして、中小企業・小規模事業者のIT活用の事例、中小企業・小規模事業者が安全・安心に使えるITツール情報等を中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等に届けることとする。

また、地域の中小企業支援機関等によるITプラットフォームを活用したIT導入促進を支援するため、当該支援機関等に対し、相談・助言、講習会等を行う。

② 機構の支援ツールによるIT導入促進支援

機構は、中小企業・小規模事業者の生産性向上に資するIT導入を促進するため、地域中核・成長企業等に対する企業経営とITに精通した専門家による相談・助言、ハンズオン支援による長期的かつ一貫した支援、中小企業・小規模事業者及び地域の中小企業支援機関等向けのIT関連研修、eコマース活用のための情報提供、相談・助言等を行う。

(2) 生産性向上に向けた多様な経営課題への円滑な対応と経営の基盤となる人材の育成

中小企業・小規模事業者が事業活動を円滑に行っていく上で直面する経営上の多様な課題に適切に対応し、生産性向上を図っていくためには、中小企業・小規模事業者に対する専門的な相談・助言や経営の基盤となる人材の育成が必要不可欠である。

そのため、機構は、具体的に以下の取組を実施する。

① 多様な経営課題への円滑な対応

中小企業・小規模事業者に対する多様な経営課題への相談・助言については、従来からの取組に加え、AI・ITを活用した新たな経営相談の仕組みを構築し、効果的・効率的に支援を提供する。

また、IT化、販路開拓、海外展開、成長分野参入、事業承継・引継ぎ、知的財産、ものづくり、製品開発、営業力の強化等の生産性向上に関する経営課題を抱えるイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する地域経済を牽引するような地域中核・成長企業等を支援するため、生産性向上支援などの政策意義・要請が大きく、より難度・専門性の高い分野の支援に重点を置き、専門家による相談・助言、ハンズオン支援による長期的かつ一貫した支援を行う。

②経営の基盤となる人材の育成

中小企業・小規模事業者がその経営力を強化し、生産性を向上させることを支援するため、経営者、管理者及びこれらの候補となる人材などに対し、経営戦略、組織マネジメント、人事・労務、マーケティング・営業強化、IT活用・業務効率化、国の政策課題への対応など経営課題解決に資する実践的な研修を事例研究や演習などを交え実施する。研修は、基盤となる経営知識の修得に加え、経営に関する分析力、洞察力、意思決定力などの経営に必要な能力の向上と専門知識の修得などとする。

研修の提供方法は、受講のための利便性に配慮し、Webを活用した研修、地域の中小企業支援機関等と連携した研修、地域の都市部などでの研修及び中小企業大学校を活用した研修などとする。

また、研修を受講した企業に対して経営指標など研修の具体的成果の調査・分析等を行い、研修の効果を確認・検証することとする。

加えて、中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等に対し、今後中小企業・小規模事業者の課題となり得る環境変化に係る情報提供等を行う。

(3) 地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援

生産性向上に向けた中小企業・小規模事業者の経営課題は、より複雑化、多様化、高度化してきており、地域の中小企業支援機関等には、より専門的な知識、具体的な提案能力、幅広いネットワーク等が求められている。

そのため、機構は、具体的に以下の取組を実施する。

①地域の中小企業支援機関等への支援機能の強化

地域の中小企業支援機関等の更なる支援機能及び能力の強化・向上に資するため、機構の知見とノウハウを結集し、地域の中小企業支援機関等に対する施策情報等の提供、支援課題に対する相談・助言、国の政策課題に則した支援能力向上のための講習会等を行う。

②中小企業大学校等の研修を通じた支援能力の向上

地域の中小企業支援機関等の支援人材に対し、実践的な研修と国の政策課題に対応した研修を行う。研修の実施に当たっては、中小企業・小規模事業者の成功事例、機構や地域の中小企業支援機関等の支援事例等を取り入れた研修教材を開発し、実践的な研修を行う。

③情報収集・提供の積極的な推進

中小企業・小規模事業者の経営環境や業況の把握、支援事例や先進事例の成功要因等に関する調査・研究を行い、中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等に対し、中小企業・小規模事業者の経営課題に即応するために必要な情報提供を行う。

(4) 中小企業・小規模事業者の連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化の促進

①高度化事業の推進（都道府県等と連携・協働した診断・助言と資金支援）

都道府県等と連携・協働して、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための連携・共同化、経営の革新を資金面から支援する。そのため、中小企業・小規模事業者、地域の中小企業支援機関等への事業周知活動の強化、都道府県等の診断等の支援能力向上のための研修等の充実を図るほか、これまでに培った診断等の経験とノウハウを最大限に活かし、事業計画の構想

段階から都道府県等と連携し相談・助言等を積極的に行い、新規案件を組成する。

また、貸付先の経営状況を把握することにより、経営支援が必要な貸付先に対しては、都道府県等と連携し、相談・助言及び専門家の派遣等を行い、経営状況の改善に努める。

② 中心市街地、商店街等への支援

中心市街地・商店街等が地域社会・経済に果たす役割を踏まえ、これらの活性化の支援を行う。

【指標 2-1】

- ・ 中期目標期間において、ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数を6,200機関以上とする。【基幹目標】（新規設定）

【指標 2-2】

- ・ 中期目標期間において、機構が支援したIT導入促進支援者数を28,000人以上とする。（新規設定）

【指標 2-3】

- ・ 中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率を80%以上とする。（新規設定）

【指標 2-4】

- ・ 中期目標期間において、中小企業大学校等による中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数を7.5万人以上とする。（前中期目標期間実績（2017年度末実績）：20.7万人（無料セミナー及び無料研修含む。無料分除くと5.6万人。））

3. 新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援

更なる人口減少、国内市場の縮小を踏まえると、中小企業・小規模事業者が成長・発展していくためには、新たな事業展開や需要の取り込みが必要となっており、これらの企業が成長分野への展開や成長著しい海外市場等を獲得し新たな付加価値を創出することを支援することにより、第4次産業革命技術の社会実装による「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革などを図っていくことが重要である。

そのため、政府は、特に海外展開においては、「未来投資戦略2018」において、2020年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額2010年比2倍を目指すこと及び中小企業の海外子会社保有率を2023年までに、2015年比で1.5倍にすることを掲げたところ。

こうした状況を踏まえ、機構は、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、中小企業・小規模事業者の国内外での販路開拓を支援するWebマッチングサイトによるビジネスマッチング、これと連動した展示会・商談会の実施、中小企業・小規模事業者のeコマース活用のための支援、成長が見込まれる中小企業・小規模事業者が行う新事業展開への支援等を行う。

令和2年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）に基づいて措置されたことを認識し、中小企業デジタル化応援隊事業に活用する。（再掲）

令和2年度補正予算（第1号）により実施する事業は令和2年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

また、日本の開業率は、微増傾向ではあるものの4～5%で推移し、直近の2016年度に5.6%まで改善するも、「開業率10%を目指す」とする日本再興戦略に掲げる目標の達成に向け、より一層の取組が不可欠となっている。

そのため、政府は、「未来投資戦略2018」においては、創業支援等により、健全な新陳代謝を促していくことを掲げたところ。特に、イノベーションの担い手であるベンチャー企業については、企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業の創出を2023年までに20社創出という目標を掲げた。

こうした状況を踏まえ、機構は、イノベーションや地域活性化の担い手の創出・成長などイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、中小企業・小規模事業者へのリスクマネー供給を円滑化するための新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者に投資を行うファンドの組成、機構が保有するインキュベーション施設の入居企業に対する成長分野への参入及び新事業創出に向けた事業化の促進、地域中核企業等の創出のためのベンチャー企業等に対する支援ネットワークの構築と機構の多様な支援ツール等を活用した資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援、創業者及び地域の創業支援機関等に対する支援施策・成功事例等に関する情報提供、起業の準備者へのAI・ITを活用した情報提供・助言、中小企業大学校施設を活用した創業者の育成を行う。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けた中小企業・小規模事業者に対して、国は、持続化給付金や家賃支援給付金、日本政策金融公庫等による資金繰り支援等により雇用維持や事業継続を図ってきたところである。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、経済社会構造が大きく変化する中では、事業者が事業再構築に果敢に挑戦し、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応した体制を構築することが必要となっている。

こうした状況を踏まえ、令和2年度第3次補正予算においては、中小企業等事業再構築促進事業が措置され、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中堅企業や中小企業・小規模事業者等が新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を行う場合に最大1億円を補助する、事業再構築補助金が創設された。機構は本事業の基金設置法人を担うことから、本事業の適切かつ確実な実施に貢献する。また、国及び事務局と緊密に連携して、本事業による事業者の取組を支援する。併せて、機構の支援ツールを用いた事業再構築支援を行う。

令和3年度補正予算（第1号）により追加的に措置された補助金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、要件の見直しや新たな申請類型を創設した中小企業等事業再構築促進事業に活用する。

令和3年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和3年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

令和4年度新型コロナウイルス感染症対策予備費により追加的に措置された補助金については、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、加点措置や新たな申請類型を創設した中小企業等事業再構築促進事

業に活用する。

令和4年度新型コロナウイルス感染症対策予備費により実施する事業は、令和4年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

令和4年度補正予算（第2号）により追加的に措置された補助金及び出資金については、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、以下の事業のために活用する。

- ・新たな申請類型の創設、補助率の引上げ、要件緩和した中小企業等事業再構築促進事業。
- ・将来の日本の雇用・所得・財政を支える新たな担い手となるグローバルメガスタートアップを創出するためのグローバルスタートアップ成長投資事業。

令和4年度補正予算（第2号）により実施する事業は、令和4年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

令和5年度補正予算により追加的に措置された補助金及び出資金については、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、以下の事業のために活用する。

- ・中小企業等事業再構築促進基金を活用した中小企業省力化投資補助事業。
- ・グループ化や事業再構築への取組を通じた成長を目指す中小企業へのリスクマネー供給やハンズオン支援を実施する中小グループ化・事業再構築支援ファンド出資事業。

令和5年度補正予算により実施する事業は、令和5年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降、事業終了まで業務実績等報告書に実施状況を記載する。

（1）販路開拓・海外展開支援

販路開拓・海外展開による中小企業・小規模事業者の成長・発展を支援するため、中小企業・小規模事業者の国内外での販路開拓を支援するWebマッチングサイトを運営し、優れた製品、技術、サービス等情報の検索、自社情報の大手・中堅企業、中小企業・小規模事業者、海外企業への発信、登録企業間での新規取引や提携等に関する情報交換等のWebマッチング支援を行う。また、販路開拓の実現性を一層高めるため、Webマッチングサイトと連動した展示会・商談会等を行う。なお、展示会・商談会等においては、AI・IT、医療・介護分野などの国内の成長分野に注力するなど中小企業・小規模事業者の販路開拓に向け工夫を図る。

また、中小企業・小規模事業者のeコマース活用等による国内外の販路開拓を促進するため、情報提供、相談・助言、民間のITサービス提供事業者等とのマッチング及びWebサイトを活用した商品の一括プロモーション等を行う。

加えて、中小企業・小規模事業者がそのリスクに対応しつつ、競争力のある製品、技術、サービス等を活かした海外展開を行うことに対し、海外展開に関する相談・助言、研修、さらに中小企業・小規模事業者の海外現地での企業情報の展開やマッチングなどを通じた海外グループ調査の実施等により積極的に支援する。

支援の実施に当たっては、機構の海外展開支援機能を強化するとともに、知財を活用した海外展開支援における独立行政法人工業所有権情報・研修館との連携、中小企業・小規模事業者における高度外国人材活用時の独立行政法人日本貿易振興機構（以下「日本貿易振興機構」という。）や専門機関へのつなぎ、地域の中小企業支援機関等との連携・協働など、他機関とも連携して海外展開を積極的に支援する。日本貿易振興機構とは、定期的に連絡調整を行って連携の強化を図り、一層効果的な海外展開支援につなげていく。また、必要に応じて海外に展開できるポテンシャルがある中小企業・小規模事業者を日本貿易振興機構へ紹介するとともに、経営相談などの支援が必要な中小企業・小規模事業者を日本貿易振興機構から紹介を受けるなど、両機構の機能を

踏まえた連携を強化する。

(2) 新事業展開による新たな市場開拓等への支援

地域中核・成長企業等が行う新事業展開を支援する。特に、地域から全国展開、更には海外展開を目指すものや地域経済への波及効果が高いと考えられるもの、AI・IT、医療・介護分野などの国内の成長分野に関連するものなどに注力する。支援の実施に当たっては、民間企業のリソースを活用し、事業計画の策定から販路開拓まで一貫した支援を行うとともに、機構の支援ツールを組み合わせた総合的な支援を行う。

(3) 起業・創業・成長支援

日本の開業率の向上や日本経済を牽引するイノベーションの担い手であるベンチャー企業の創出に向けた貢献を図るため、機構は、具体的に以下の取組を実施する。

① 中小企業・小規模事業者・地域中核企業等の成長段階に応じたリスクマネー供給の円滑化等 (起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンドの組成促進等)

成長初期段階のベンチャー企業や成長分野の参入等の新事業展開、海外展開、健康・医療分野の事業展開など、新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者、地域中核企業等に投資を行うファンドを組成し、中小企業・小規模事業者、地域中核企業等へのリスクマネー供給を円滑化する。ファンドへの出資に当たっては、ファンド組成の政策的意義とファンドの事業採算性の確保に考慮したファンド出資を行う。また、組成したファンドに対しては、ガバナンスを向上させるため、出資ファンドごとの投資活動の実態把握等による継続的なモニタリングを徹底する。

ファンドからの投資後に投資先企業のIPO達成状況、新規のファンド運営者への出資状況、地域ごとの企業への投資状況及び投資先の具体的成果の調査・分析等を行う。

また、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に規定する新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を行う者が必要とする資金の借入等、投資事業計画の認定を受けたベンチャーファンドの借入、地域再生法（平成17年法律第24号）に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に規定する経営力向上計画並びに生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）に規定する新技術等実証計画及び革新的データ産業活用計画の認定を受けた事業者の借入等に対する債務保証を行う。なお、金融機関を中心に制度の周知を行う。

② インキュベーション施設におけるハイテクベンチャー支援

機構が保有するインキュベーション施設の入居企業に対し、施設に常駐するインキュベーションマネージャーがベンチャーキャピタル、大企業、大学及び地域の中小企業支援機関等と連携し、資金調達・人材・販路・経営ノウハウ等の経営課題解決のために多様な支援ツールを活用した総合的な支援を行い、成長分野への参入や新事業創出に向けて、事業化の促進を行う。

③ ベンチャー支援

将来の地域中核企業等の創出のため、地域のベンチャー企業等に対し、ベンチャーキャピタル、アクセラレーター、大企業、成功起業家、大学及び地域の中小企業支援機関等との支援ネットワークを構築するとともに、機構の多様な支援ツール等を活用することにより、資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援を行う。

④創業に対する情報提供・助言等

創業者及び創業を支援する地域支援機関等に対して、支援施策・成功事例等に関する情報提供を行う。

A I ・ I T を活用し、起業の準備者への情報提供・助言を行うとともに、地域の創業支援機関等を適切に紹介するなど、より効果的な起業を促す。

また、中小企業大学校東京校を創業者の育成を行う地域の拠点とし、創業者への施設提供と企業経営経験者等による相談・助言等を一体的に行う。

(4) 事業再構築支援

中小企業等事業再構築促進事業の基金設置法人として、機構は基金の管理・運用を適切かつ確実に実施する。また、機構は国及び事務局と緊密に連携して、事業者及び認定経営革新等支援機関・金融機関による計画の策定や事業者による計画の実施に対する支援、事業の進捗状況の確認や改善指導、事業の評価その他中小企業の事業再構築に対する総合的な支援を適切かつ効果的に実施できるよう、情報提供や相談対応等、所要の推進体制を整備した上で支援を行う。

さらに、令和4年度からの新たな取組みとして、中小企業等事業再構築促進事業の採択事業者に留まらず、より幅広い事業者の事業再構築が進むよう、中小企業等事業再構築促進事業を通じて得られた知見も活用しつつ、先進事例の普及、専門家によるハンズオン支援やノウハウ提供、事業者間連携の促進等の支援を行う。

【指標3-1】

- ・中期目標期間において、中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率（商談継続中を含む。）を最終年度に成約率33%以上とする。【基幹目標】（新規設定）

【指標3-2】

- ・中期目標期間において、海外展開支援企業数を2万社以上とする。（2015～2017年度実績：1.1万社）

【指標3-3】

- ・機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が50億円以上となる割合の平均が、新興市場全体の同割合を、2割以上、上回ることとする。（新規設定）（[参考]2014～2017年平均：1.8割）

【指標3-4】

- ・中期目標期間において、起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数（事業承継ファンドを除く。）を40本以上とする。（前中期目標期間実績（2017年度末実績）：53ファンド（うち、第4期中期目標期間には対象としない事業承継ファンド11本を含む。））

【指標3-5】

- ・中期目標期間終了時において、中小企業等事業再構築促進事業により事業再構築に取り組んだ事業者のうち、付加価値額又は従業員1人当たり付加価値額の年率平均増加率が3.0%以上となる者の割合を5割以上とする。【基幹目標】

4. 経営環境の変化への対応の円滑化

経営資源の確保等が困難な中小企業・小規模事業者にとって、必ずしも事業者の責めに帰することのできない経済的社会的環境の変化が経営を著しく不安定にするおそれがある。

中小企業・小規模事業者が経営環境の変化に対し円滑に対応し、経営の安定が図られるようにするため、機構は、将来の事業の廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度の確実な運営、両共済制度の基幹システムの大規模な改修への着手、自主的な努力だけでは対応が困難な状況にある中小企業・小規模事業者の事業再生を促進する支援等を行う。

また、東日本大震災及び大規模な自然災害等への対応については、国の政策展開と連携しつつ、これまでの知見とノウハウを活用し機動的に復興・再生を支援する。

令和2年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金及び補助金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）に基づいて措置されたことを認識し、以下の事業のために活用する。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランス含む）に対する、株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫等の融資分の利子補給
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランス含む）に対する、都道府県等の制度融資分の利子補給
- ・認定経営革新等支援機関による、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者向けの経営改善計画等の策定支援の強化
- ・再生計画策定の指導・助言、専門人材の紹介・派遣等を通じた中小企業再生支援協議会の強化
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者の経営相談対応等を行う支援機関等向けの専門家派遣
- ・感染症対策を含む中小企業強靱化対策として行う事業継続力強化計画等の策定支援、普及啓発

令和2年度補正予算（第2号）により追加的に措置された補助金及び出資金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、以下の事業のために活用する。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランス含む）に対する、株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫等の融資分の利子補給の拡充
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランス含む）に対する、都道府県等の制度融資分の利子補給の拡充
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るための中小企業再生ファンドの拡充

令和2年度補正予算（第3号）により追加的に措置された補助金については、令和2年7月豪雨において被害を受けた地域の中小企業・小規模事業者の復旧・復興を図るために措置されたことを認識し、当該事業者に対するなりわい再建資金利子補給事業のために活用する。

令和2年度補正予算（第1号、第2号及び第3号）により実施する事業は令和2年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

令和3年度補正予算（第1号）により追加的に措置された補助金及び出資金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、以下の事業に活用する。

- ・令和2年7月豪雨において被害を受けた地域の中小企業・小規模事業者の復旧・復興を図るためのなりわい再建資金利子補給事業
- ・過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るための中小企業再生ファンドの拡充

令和3年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和3年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

（1）小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営

小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の加入促進については、加入促進に特に重点を置く地域や期間を定めるとともに、代理店・委託団体等（以下「委託機関等」という。）の顧客特性を踏まえた加入促進計画を毎年度策定し、これに基づいた活動を着実に実施する。特に、小規模企業共済制度は、より多くの小規模事業者を利用してもらう政策的な意義の観点や制度の安定的な運営の観点などから、加入対象者数及び脱退者数等を勘案して前期中期目標期間末の在籍割合を第4期中期目標期間末において向上させるために、新規加入に重点を置き、積極的に加入促進を行う。委託機関等に対し、制度の意義、施策としての重要性を普及させるための説明会等の開催や効果的な加入促進事例の情報提供など新規加入件数の増加による在籍率の向上に向けた支援を行う。

また、小規模企業共済事業及び中小企業倒産防止共済事業運営の基幹システムについて、政策要請への迅速な対応等を含む事業継続性の観点並びに事務品質の向上と顧客の利便性向上及び運営主体としての生産性向上を目的として、業務フローの見直しにより業務の効率化・合理化を行うとともに、大規模なシステム改修に着手する。

具体的には、システム化構想・計画の策定を早急に行い、業務フロー及び業務・システム要件の定義を決定し、2023年度末までにシステム開発に着手する。その際、進捗段階に応じ妥当性、安全性、効率性等について、機構外の専門家による確認体制を構築し、進めることとする。

また、小規模企業共済事業の運営に要する経費について、運営費交付金に依拠しないことを基本とする運営を行うべく取組を進め、機構の運営費交付金の効果的な施策への活用を行うとともに、中小企業倒産防止共済事業においても同様の運営を行えるか、その方策も含めて検討を行っていく。

（2）中小企業・小規模事業者の事業再生等への支援

①中小企業・小規模事業者の再生支援

中小企業再生支援全国本部として、中小企業・小規模事業者の事業再生に貢献する。具体的には、自主的な努力だけでは経営再建が困難な状況にある中小企業・小規模事業者が適切な事業再生の支援を受けられるようにするため、全国の中小企業再生支援協議会が行う中小企業・小規模事業者への事業再生支援に対し、質の高い相談・助言を実施するほか、中小企業再生支援協議会に対し、専門家の派遣、支援体制のPDCAサイクル構築に関する支援、先進事例や案件情報の収集・提供、統一的な事業運営基準の明示やITを活用したネットワークシステムの提供と情報分析等による支援ノウハウの集約・共有や業務の効率化に関する支援、中小企業再生支援協議会の支援能力を向上させるための専門家等に対する研修を実施する。

これらに加え、全国の地域金融機関、商工団体、士業団体等との対話を通じ、事業再生等の支援に係る普及・啓発・連携・協働を行うとともに、中小企業再生支援協議会が他の関係支援

機関と積極的に支援制度を相互活用できるよう、各関係支援機関の全国組織等との意見交換や勉強会を行う。また、事業引継ぎ支援センターへの相談案件の一定割合が経営改善・事業再生を必要としている現状に鑑み、中小企業再生支援全国本部と中小企業事業引継ぎ支援全国本部の緊密な連携が取れる体制での事業マネジメントを行うとともに、各地域において中小企業再生支援協議会が事業引継ぎ支援センターと連携・協働して中小企業・小規模事業者が抱える課題の解決に寄与するよう、双方の一層の連携強化を図る。

②中小企業・小規模事業者の経営改善

経営改善の取組を必要とする中小企業・小規模事業者が行う経営改善計画策定を支援することにより経営改善・生産性向上の取組を支援する。

③再生ファンドによる事業再生支援等

地域金融機関等と連携して再生ファンドを組成し、中小企業再生支援協議会との連携・協働により中小企業・小規模事業者の事業再生の取組に貢献する。組成したファンドに対しては、継続的なモニタリング等を通じて運営面でのガバナンスを向上させるとともに、各種情報や機構支援ツールの提供等を行うことにより、投資先企業の再生を支援する。

また、産業競争力強化法に規定する事業再編や事業再生を図るための借入等、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）に規定する事業再編や事業参入を図るための借入等及び中小企業等経営強化法に規定する事業再編投資計画の認定を受けたファンドの借入に対する債務保証を行う。なお、金融機関を中心に制度の周知を行う。

（3）大規模な自然災害等への機動的な対応

①東日本大震災の復興・再生支援

東日本大震災により被災した地域について、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）などの関係法令に基づく国の政策展開と連携して、国の復興・創生期間での出口を目指し、その復興の進捗度と歩調を合わせた支援を展開する。

その中でも特に原子力災害で深刻な被害を受けた福島復興・再生について、機構に求められる役割を果たすことで、中小企業・小規模事業者等の事業再開に貢献する。

②大規模な自然災害等への対応

大規模な自然災害等が発生した場合には、機構の知見とノウハウを結集し、中小企業・小規模事業者等への支援を国の政策展開と連携し機動的に行う。

【指標4-1】

- ・中期目標期間終了時において、小規模企業共済制度の在籍率を、前中期目標期間終了時より16%ポイント以上向上させる。【基幹目標】(新規設定)([参考]2017年度末実績:46.8%)

【指標4-2】

- ・中期目標期間において、小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数を2万件以上とする。
(新規設定)([参考]前中期目標期間実績(2017年度末実績):役員等による委託機関等への訪問件数473件)

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

限りあるリソースのなか、以上に述べた国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的就業につなげる成果を上げていくために、理事長によるリーダーシップ、トップマネジメントの下、以下の取組を持続的に推進していく。

1. 顧客重視

(1) 顧客重視の業務運営

- ・ 中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるようAI・ITを活用し、358万の中小企業・小規模事業者に対する支援施策のより一層の利用促進と支援の質の向上を図る。
- ・ 支援現場における地域や中小企業・小規模事業者のニーズの吸い上げを行い、顧客視点で支援の現場ニーズに即した前例にとられない柔軟な発想による取組や支援施策への反映を積極的に推進することとし、不断に制度・業務を改善するとともに、経済産業大臣等に対し、現場の「気付き」を迅速に提言することで施策の改善や新たな施策への反映を図り、実効性のある質の高い支援の実現を目指す。
- ・ 顧客重視を第一とし、地域本部等をはじめとした広域的な実施体制を、効果的かつ効率的に運用する。
- ・ 機構自らがカバーできていない中小企業・小規模事業者への支援の拡大やより効果的・効率的な支援の提供などの観点から、引き続き政府関係機関、独立行政法人、地方公共団体、地域の中小企業支援機関、民間企業等と連携・協働を図るとともに、既存の連携先のみならず、これらの中の新たな機関との連携・協働について模索することで多様な支援の担い手等とのネットワークを強化し、機構はその専門的な知見を活かして、中小企業・小規模事業者に対し機動的な支援を行う。

(2) 機構の認知度向上による支援施策の利用促進

支援施策の利用促進には、中小企業・小規模事業者に生産性向上や海外需要の獲得、円滑な事業承継・事業引継ぎなどそれぞれの課題や対応の必要性に気付いていただくことが前提となる。その上で、機構の提供するサービスを知っていただくことが必要となるが、これには機構の存在、利用価値を含めた機構自身の認知度向上を図っていくことが不可欠である。また、情報・メッセージの発信は、中小企業・小規模事業者に限らず、その家族、従業員、中小企業・小規模事業者を支援する者、中小企業・小規模事業者と取引をする者など幅広い層を対象にしていくことが重要となる。

こうした考えのもと、機構では、設立15周年となる2019年より、これまでのロゴデザインを一新し、機構ブランドの確立を通じた戦略的な認知度向上に取り組んでいるところ。第4期中期目標期間においては、機構からの情報やメッセージをSNSや動画配信などのウェブメディアやローカルテレビなどのマスメディアを通じて周知するとともに、積極的なパブリシティ活動を展開していく。これらの取組を通じて幅広く情報発信するとともに、機構の認知度に関するアンケート調査や支援施策の利活用状況の把握などにより適切にその効果を把握・検証し、改善することにより、支援施策の普及展開を図る。さらに、機構ホームページ及び中小企業ビジネス支援サイト「J-Net21」などについて、それぞれの役割、機能の見直しを行いつつ、更なる利便性向上と内容の充実を図り、中小企業庁の「ミラサポ」をはじめとする他機関の中小企業・小規模事業者ポータルサイトとの一層の効果的な連携を取りながら、事業者・支援者等のユーザ

一目線に立って最適な情報提供を行う環境を整備する。

また、中小企業支援メニューが大幅に拡充され、事業者からの関心が一層高まっていることに加え、中小企業庁では、申請手続の全面電子化に向けた検討やミラサポplusを活用した官民の支援サービスを連携させるプラットフォームの構築が進められている。これを受け、「J-Net 21」についても、「ミラサポplus」との一体的運用により、より利便性の高い情報提供を行うこととし、早急に中小企業庁と連携して具体的な目標と取組を定め、その実行を通じて具体的な成果の創出を図る。

2. 組織パフォーマンス、組織力の向上

- ・行動指針を策定し、研修等を通じて浸透を図り、各役職員のパフォーマンス及び機構の組織力の向上を図り、顧客の期待と信頼に応え、質の高いサービスを提供する。
- ・業務効率を向上し、組織を活性化することにより顧客のニーズに一層、迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。具体的には、必要に応じて組織の柔軟かつ機動的な見直しを行うとともに、組織内の情報共有の強化、意思決定の迅速化等を強化する観点からITを活用したシステムを構築するなどの多様な取組を行い、業務の生産性向上を図り、より働きやすく働きがいのある職場環境を構築する。
- ・機構が保有する企業情報、支援事例情報及びノウハウ等（ナレッジ）の組織横断的共有、支援への効果的・効率的な活用などを図るため、企業情報データベースを強化するとともに、事業者情報の秘匿性も踏まえた情報共有ルールに基づき、企業情報データベースを中小企業庁や中小企業支援機関等とも連携させ、事業者データを活用した効果的な支援施策の展開可能性を検討する。
- ・職員に対する業績評価制度は、職員の自主性を伸ばし、やりがいや努力が報われるという観点から、必要に応じて改善を行うとともに、その評価結果を賞与や昇給・昇格等の処遇へ反映させる。

3. 業務改善と新たなニーズへの対応

- ・PDCAサイクルをより一層徹底し、不断の業務改善を推進していくとともに、歴史的使命を終えた事業や成果が十分に得られていない事業、民間企業・他の中小企業支援機関等との類似のサービスについては、改善又は廃止し、新たなニーズに対応した事業やより効果の見込まれる新たな手法での事業に資源を集中する。
- ・事業の進捗状況を財務会計情報や事業の評価指標等の内部指標により把握し、日々の的確な経営判断に活用する。業務遂行上の問題は早期に発見し、迅速に対応する。
- ・本計画における事業評価等は、施策利用者等の情報をもとに、「企画」「実施」「評価・検証」「事業の再構築等」により適切に行い、事業成果を向上させる。

4. 業務経費等の効率化

- ・運営費交付金を充当して行う業務については、第4期中期目標期間中、一般管理費（退職手当を除く）及び業務経費（退職手当を除く）の合計について、新規追加部分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される分を除き、毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化を図る。
- ・新規追加部分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当され

る分は翌年度から1.05%以上の効率化を図ることとする。

- ・ 役職員の給与水準については、国家公務員及び機構と就職希望者が競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較などにより、手当も含め厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を対外的に公表する。
- ・ 「独立行政法人会計基準」（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成30年9月3日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。
- ・ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日付け総務大臣決定）を踏まえ、毎年度策定する「調達等合理化計画」に掲げた取組を着実に実施し、引き続き外部有識者等からなる契約監視委員会による点検、主務大臣からの評価の「調達等合理化計画」への反映等により、適切かつ効率的な調達等の実施に努める。

5. 業務の電子化の推進

- ・ 中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるようAI・ITを活用するとともに、政府が進めるデジタル・ガバメントの趣旨を踏まえた各種支援制度の利用手続きの電子化など支援業務のIT化を進めると同時に、データベースに蓄積される事業者データも活用し、358万の中小企業・小規模事業者に対する支援施策のより一層の利用促進と利便性・支援の質の向上を図る。
- ・ 機構が保有する企業情報、支援事例情報及びノウハウ等（ナレッジ）の組織横断的共有、支援への効果的・効率的な活用などを図るため、企業情報データベースを強化する。
- ・ 定型業務を自動化など事務業務へのIT技術の積極的な活用や、無線LAN環境、モバイルワーク環境などの業務ネットワークインフラやWeb会議などのコミュニケーションインフラの利活用により、業務の更なる生産性向上や効率化、ミスの防止を図る。

6. 情報システムの整備管理

- ・ デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。
- ・ 情報システムの整備及び管理を行うPJMO（Project Management Office（プロジェクト推進組織））を支援するためPMO（Portfolio Management Office（全体管理組織））の設置等の体制整備を行う。
- ・ 情報システムについては、投資対効果を精査した上で整備する。
- ・ 機構の情報システムについて、クラウドサービスを効果的に活用する。
- ・ 機構の情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。

上記の取組の実施に際して、以下を指標とする。

- ・ 情報システムにおけるクラウドサービスの利用率について
- ・ オンライン手続（申請等）の利用実績について

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

1. 財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組

- ・ 小規模企業共済資産の運用においては、小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）第9

条に基づき小規模企業共済法施行令第2条に定める共済金等の支給に必要な流動性と、中期的に小規模企業共済事業の運営に必要な利回り（予定利率に従って増加する責任準備金等の額及び業務経費として必要な額の合計の資産に対する比率をいう。）を勘案したうえで、安全かつ効率的な運用を図るよう定める「運用の基本方針」に沿った運用を行う。

資産運用状況を踏まえ、基本ポートフォリオの効率性や自家運用資産及び委託運用資産に係る収益率等について検証・評価を行い、定期的に外部有識者等で構成する「資産運用委員会」に報告し、評価を受けるとともに、運用の基本方針や基本ポートフォリオなど重要事項について助言を受け、必要に応じこれらの見直しを行う。

- ・ 中小企業倒産防止共済制度に係る共済貸付金の回収は、着実な債権回収を進める。
- ・ 施設整備等勘定及び出資承継勘定については、収支を改善するための取組を着実に実行する。
- ・ 施設整備等勘定については、必要に応じ、賃貸施設の賃貸料の見直しを行うなどにより、自己収入確保を図る。
- ・ 出資承継勘定のベンチャー企業に対する出資は、適切な配当を求めるとともに、必要に応じ、株式処分の着実な実行を図る。同勘定の出資先法人（三セク）に対する出資は、毎年度の決算の報告等を通じて、適切に経営状況の把握を行うとともに、適切な配当を求める。必要に応じ、事業運営の改善を求めることや関係省庁及び他の出資者との協議による早期の株式処分等の対応を図る。
- ・ 高度化事業における新規案件については、事業性評価を含め融資先の返済能力を踏まえた償還可能性等についての確実な審査を行い、また、貸付後については、管理方法の改善を通じた貸付先の経営状況の適切な把握に努め、支援が必要な貸付先については、都道府県に働きかけを行い、連携して経営支援を行うことで新たな不良債権の発生を抑制するとともに、不良債権の管理においては不良債権の削減を図るため、専門家の派遣等により積極的に都道府県に対して関与・協力する。
- ・ 債務保証業務は、新規保証に係る代位弁済率の抑制を図るための確実な審査の実施を行うとともに、債務保証先の業況に応じた適切な層別管理の実施、求償権の回収管理の徹底・適切な償却処理を行う。
- ・ その他出資事業は、出資先の経営状況を適切に把握するとともに、出資者として、当該事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善を求めることや、出資先の事業が機構の出資を必要としない程度にまで達成されるなど株式を処分することが適当と認められる場合は、関係省庁及び他の出資者との協議により、早期の株式処分等の対応を図る。
- ・ その他の財務の健全化を確保すべき業務について、特にファンド出資事業ではGP（無限責任組合員）に対する目利きの強化に取り組むなど、適切な審査や債権管理の徹底等を行うなど適切な措置を講じる。

2. 保有資産の見直し等

- ・ 保有資産の見直し等について、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うとともに、既往の閣議決定等で示された政府方針を踏まえた措置を講じる。
- ・ 一般勘定においては、第2期中期目標において国庫納付することとした2,000億円（第3期目標期間内に949億円国庫納付済）について、残余额の納付を年度ごとに検討する。その際、機構全体の債務超過や緊急の中小企業・小規模事業者対策等に必要な資金の不足に陥ることがないように、財務の健全性を確保することに留意するものとする。

- ・産業基盤整備勘定においては、債務保証のニーズや実績等を踏まえ、改めて適正な事業規模、代位弁済率を精査し、本債務保証業務に真に必要な金額を割り出し、必要額を超える部分については、事務費の確保に留意しつつ第4期中期目標期間中に国庫返納する。
- ・産業基盤整備勘定の第2種信用基金においては、経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。
- ・施設整備等勘定においては、業務運営等に必要となる資産額の検討を行い、償還期限を迎えた保有有価証券等のうち、必要額を超える分に係る政府出資金については、国庫納付を行うこととする。
- ・中小企業大大学の施設は、研修を実施することや、本来業務に支障のない範囲での利用の促進に向けた取組を実施すること、ニーズに対応した改修をすることにより、有効利用を図る。
- ・中小企業大大学東京校の土地について、東京都都市計画道路3・4・17号桜街道線の整備に係る一部土地の処分に関し適切に対応する。
- ・中心市街地都市型産業基盤施設については、地方公共団体等への売却等に向けた協議等を進める。

IV. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算計画（別紙1-1）

【運営費交付金の算定ルール】（別紙1-2）

2. 収支計画（別紙2）

3. 資金計画（別紙3）

V. 短期借入金の限度額

運営費交付金の受入の遅延、業務運営等に係る資金の暫定立て替え、その他予見し難い事象の発生等により生じた資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、351億円とする。

VI. 不要財産又は不要財産になることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

- ・一般勘定においては、第2期中期目標において国庫納付することとした2,000億円（第3期目標期間迄に949億円国庫納付済）について、残余额の納付を年度ごとに検討する。その際、機構全体の債務超過や緊急の中小企業・小規模事業者対策等に必要な資金の不足に陥ることがないように、財務の健全性を確保することに留意するものとする。
- ・産業基盤整備勘定においては、債務保証のニーズや実績等を踏まえ、改めて適正な事業規模、代位弁済率を精査し、本債務保証業務に真に必要な金額を割り出し、必要額を超える部分については、事務費の確保に留意しつつ第4期中期目標期間中に国庫返納する。
- ・産業基盤整備勘定の第2種信用基金においては、経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。
- ・施設整備等勘定においては、業務運営等に必要となる資産額の検討を行い、償還期限を迎えた保有有価証券等のうち、必要額を超える分に係る政府出資金については、国庫納付を行うこととする。

とする。

VII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

- ・ 中小企業大学校東京校の土地について、東京都都市計画道路3・4・17号桜街道線の整備に係る一部土地の処分に関し適切に対応する。
- ・ 中心市街地都市型産業基盤施設については、地方公共団体等への売却等に向けた協議等を進める。

VIII. 剰余金の使途

各勘定に剰余金が発生した時には、後年度負担に配慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当する。

- ・ 職員の資質向上のための研修等
- ・ 広報活動の充実
- ・ 任期付職員等の新規採用
- ・ 職場環境の改善
- ・ 施設改修等
- ・ 各種支援の効果的かつ効率的な実施、事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図るためのA I・I Tを活用した仕組みの構築
- ・ 重点業務への充当（事業承継・事業引継ぎの促進、生産性向上、新事業展開の促進・創業支援、経営環境の変化への対応の円滑化等）

IX. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

中小企業大学校（1,676百万円）、インキュベーション施設（5,054百万円）等の修繕及び改修を行う。

[注] 予見しがたい事情により追加的な施設整備、改修等が追加されることがある。

2. 人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

既述の業務の実施に必要な人員を配置する。

（参考1）

- ・ 期初の常勤職員数 785人
- ・ 期末の常勤職員数の見込み 既述の業務の実施に必要な人員を確保する。

（参考2）

- ・ 中期目標期間中の人件費総額の見込み 42,120百万円

上記の額は、役員報酬、職員基準内給与、職員諸手当、超過勤務手当、法定福利費に相当する範囲の費用である。

3. 中期目標の期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担は、事業が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性・適切性を勘案し合理的と判断されるものについて予定している。

4. 積立金の処分に関する事項

前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金がある場合には、主務大臣の承認を受けた金額について、下記の事業・業務等に充当するものとする。

- ・前期中期目標期間終了までに自己収入財源で取得し、第4期中期目標期間に繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等
- ・施設改修等
- ・ファンド出資事業に係る出資業務
- ・各種支援の効果的かつ効率的な実施、事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図るためのAI・ITを活用した仕組みの構築
- ・災害（東日本大震災、平成30年度における災害）に係る復興支援業務及び事業継続計画策定支援業務
- ・産業基盤整備勘定（第二種信用基金）に係る債務保証業務
- ・小規模企業共済勘定に係る共済業務

5. その他機構の業務の運営に関し必要な事項

本計画は、中小企業・小規模事業者の経営環境や経済環境の急激な変化があった場合には、機動的かつ円滑な対応が可能となるよう見直しを行うことがある。

X. その他業務運営に関する重要事項

1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等

- ・内部統制については、その維持・向上を図るため、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）を踏まえた業務方法書及び関連規程等に定めた事項に基づき着実に運用するとともに、必要に応じて体制や規程等の見直しを行う。
- ・財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスについて維持・向上を図る。具体的には、金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等について必要に応じた見直しを行うとともに、外部専門家等による職員研修の充実、事業別収支情報等の情報公開を行う。
- ・内部監査は、法令遵守に関する監査の強化、業務の一層の適正化・効率化を行うため、監査計画を策定の上、監事や会計監査人との連携を密に行いながら実施するものとし、監査結果に基づく改善内容について、モニタリングを適切に実施する。
- ・コンプライアンスへの対応は、単に法令遵守にとどまらず、広くステークホルダーとの関係において社会的使命を果たすため、コンプライアンスを徹底する体制、諸規程、研修メニュー等の更なる充実を図り着実に実行する。機構役職員は、法令・社会理念はもとより、機構の基本理念・経営方針に基づき積極的に行動・実践する。

- ・機構WAN業務は、IT技術の積極的な導入、業務ネットワークインフラ及びコミュニケーションインフラの利活用を図るため、適切かつ安定的な構成機器の運用・保守、操作マニュアル等の整備・周知等に取り組む。
- ・その他、政府方針に基づく取組及び会計検査院等の指摘を着実に実施する。

2. 様々な専門スキルを持った人材の確保・育成

- ・機構がこれまでに果たしてきた中小企業・小規模事業者に対する創業から成長・発展、事業再生、事業引継ぎまでを総合的に支援する役割、地域の中小企業支援機関等の支援機能の向上・強化を支援する役割について、これらの役割を果たしつつ、時代の要請に応じてメリハリの付いた取組を行っていく必要がある。こうした考えのもと、限りあるリソースのなか、戦略的に専門人材の確保・育成を行うため、人材確保・育成方針を策定する。具体的には、国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくため、内部人材の育成に関する規程に基づき、計画的に人材育成し職員の専門性の向上を図る。
- ・事業承継・事業引継ぎ支援、生産性向上支援、IT化支援、人材育成支援、販路開拓・海外展開支援及び起業・創業支援などの業務で求められる専門性を高めるため、実務経験と職員個々の適性や段階に応じた研修を通じ、専門性の高い職員を計画的に育成する。
- ・特に中小企業・小規模事業者の海外展開ニーズへの対応力を向上させるため、職員の国際対応能力の向上、国際感覚の更なる醸成に努める。また、高度な支援施策の企画立案や実効性のある業務遂行を推進していくため、機構職員のプロジェクトマネージャーなどへの登用にに向けた専門性向上やファンド出資事業におけるリスクマネー管理に精通する人材の育成などに取り組む。さらに、定期的な新卒採用にこだわらない採用や民間を含む地域の中小企業支援機関等との人事交流を行うことにより、様々な専門スキルを持った人材を確保・育成する。
- ・AI・IT活用、販路開拓・海外展開、起業・創業及び成長分野など特定分野での高い専門性と支援意欲を持つ外部専門家を積極的に登用・活用し、機構全体としての専門性・多様性の確保・強化を行うとともに、外部専門家を適切にマネジメントすることで機構の組織力向上を図る。

3. 情報公開による透明性の確保

組織・業務・財務等に関する情報、資産保有状況、入札・契約に関する情報、報酬・給与等の水準その他の報告事項を迅速に分かりやすく公表する。

4. 情報セキュリティの確保

「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7月27日閣議決定)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を実施する。具体的には、規程、マニュアル及び対策等を整備・見直し、新たな脅威等に常に対応できるようにシステム面での対策、人的・組織的対策を行う。加えて、研修等により、役職員の情報セキュリティ・情報管理意識の維持・向上を図る。

以上

中期計画(2019年4月～2024年3月)の予算

<一般勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額										
	事業承継・引継ぎ促進業務			生産性向上業務 (一般経理)	新事業展開・ 創業支援業務 (一般経理)	経営環境変化対応業務				共 通 (一般経理)	合 計
	(一般経理)	(特定出資経理)	合 計			(一般経理)	(復興特別経理)	(特定出資経理)	合 計		
収入											
政府出資金等	-	90,000	90,000	-	32,000	-	-	50,000	50,000	-	172,000
運営費交付金	4,738	-	4,738	1,204,860	23,614	3,334	2,587	-	5,921	-	1,239,132
その他の補助金等	-	-	-	202,103	2,541,305	1,854,979	-	-	1,854,979	-	4,598,388
借入金等	-	-	-	755	-	-	-	-	-	-	755
貸付等回収金	5,625	3,750	9,375	83,113	92,855	27,609	640	3,255	31,504	-	216,847
貸付金利息	-	-	-	1,507	-	-	-	-	-	-	1,507
業務収入	3	-	3	6,231	5,156	-	-	-	-	-	11,390
運用収入	-	-	-	-	-	-	1	-	1	510	512
受託収入	-	-	-	75	-	-	-	-	-	-	75
その他収入	-	-	-	-	-	-	17	-	17	1,663	1,680
計	10,366	93,750	104,116	1,498,644	2,694,930	1,885,922	3,246	53,255	1,942,423	2,173	6,242,286
支出											
業務経費	5,453	155	5,609	1,490,576	2,578,638	1,868,274	6,690	90	1,875,054	-	5,949,877
貸付金	-	-	-	55,309	-	-	-	-	-	-	55,309
出資金	43,500	90,000	133,500	-	166,872	48,176	-	50,000	98,176	-	398,548
受託経費	-	-	-	75	-	-	-	-	-	-	75
借入金等償還	-	-	-	1,067	-	-	-	-	-	-	1,067
一般管理費	279	15	294	2,800	2,463	178	326	7	512	-	6,069
その他支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30,000	30,000
計	49,232	90,170	139,403	1,549,828	2,747,973	1,916,629	7,016	50,097	1,973,742	30,000	6,440,945

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

※[人件費の見積り]期間中総額33,315百万円(退職手当除く)を支出する。

※収入の政府出資金等、運営費交付金及びその他の補助金等並びに支出の業務経費及び出資金には、令和元年度補正予算(第1号)により措置された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年12月5日閣議決定)の中小企業生産性革命推進事業に係る事業費(360,000百万円)、令和2年度補正予算(第1号)により措置された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)の日本政策金融公庫等による資金繰り支援、民間金融機関を通じた資金繰り支援、中小企業生産性革命推進事業の特別枠創設、経営資源引継ぎ・事業再編支援事業、中小企業再生支援協議会による事業再生・経営改善支援、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業、感染症対策を含む中小企業強靱化対策事業、中小企業デジタル化応援隊事業に係る事業費(合計887,414百万円)、令和2年度補正予算(第2号)(令和2年5月27日閣議決定)により措置された日本政策金融公庫等による資金繰り支援、民間金融機関を通じた資金繰り支援、中小企業向け資本金供給・資本増強支援事業、中小企業生産性革命推進事業による事業再開支援に係る事業費(合計1,208,200百万円)、令和2年度補正予算(第3号)により措置された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)の中小企業等事業再構築促進事業、中小企業生産性革命推進事業の特別枠の改編、なりわい再建資金利子補給事業に係る事業費(合計1,378,582百万円)、及び令和3年度補正予算(第1号)により措置された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)の中小企業向け事業再編・再生支援事業、中小企業等事業再構築促進事業、中小企業生産性革命推進事業、事業環境変化対応型支援事業、なりわい再建資金利子補給事業、輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立対策に係る事業費(合計887,597百万円)、令和4年度予備費により措置された「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日閣議決定)の中小企業等事業再構築促進事業(100,014百万円)、令和4年度受託事業「カーボンニュートラルに向けた自動車部品サプライヤー事業転換支援事業(全国支援拠点運営事業)」(25百万円)、令和4年度補正予算(第2号)により措置された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)の中小企業等事業再構築促進事業、中小企業生産性革命推進事業、グローバルスタートアップ成長投資事業、認定支援機関による経営改善計画策定支援事業、なりわい再建資金利子補給事業、中小企業国際化総合支援事業、海外市場開拓・有志国サプライチェーン構築等促進事業、独立行政法人中小企業基盤整備機構のインキュベーション施設の機能強化、輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立緊急対策に係る事業費(合計807,994百万円)、令和5年度補正予算(第1号)により措置された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)の中小企業等事業再構築促進事業、中小企業生産性革命推進事業、なりわい再建資金利子補給事業、中小グループ化・事業再構築支援ファンド出資にかかる事業費(合計311,986百万円)、令和5年度受託事業「自動車部品サプライヤー事業転換支援事業」(29百万円)が含まれている。

<産業基盤整備勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額			
	新事業展開・創業 支援業務	経営環境変化対応 業務	共 通	合 計
収入				
業務収入	39	49	-	87
運用収入	-	-	128	128
その他収入	-	-	8	8
計	39	49	137	224
支出				
業務経費	417	257	-	675
代位弁済費	410	409	-	818
一般管理費	58	34	-	92
その他支出	-	-	60	60
計	885	700	60	1,645

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

※[人件費の見積もり]期間中総額499百万円(退職手当除く)を支出する。

<施設整備等勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額
	新事業展開・創業 支援業務
収入	
貸付等回収金	55
貸付金利息	0
業務収入	5,836
運用収入	23
その他収入	19
計	5,933
支出	
業務経費	4,042
一般管理費	201
その他支出	381
計	4,624

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

※[人件費の見積もり]期間中総額1,090百万円(退職手当除く)を支出する。

<小規模企業共済勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額				
	経営環境変化対応業務				
	(給付経理)	(融資経理)	(業務等経理)	(調 整)	合 計
収入					
運営費交付金	-	-	14,909	-	14,909
借入金等	-	2,173,485	-	△ 1,873,485	300,000
貸付等回収金	2,190,272	1,864,951	-	△ 2,190,272	1,864,951
貸付金利息	4,512	24,922	-	△ 4,512	24,922
業務収入	3,400,089	-	-	-	3,400,089
運用収入	399,304	0	259	-	399,564
その他収入	7,527	7	35	-	7,568
他経理より受入	-	-	11,988	△ 11,988	-
計	6,001,704	4,063,364	27,191	△ 4,080,257	6,012,002
支出					
業務経費	2,865,427	9,001	25,340	-	2,899,768
貸付金	1,873,485	1,853,501	-	△ 1,873,485	1,853,501
借入金等償還	-	2,190,272	-	△ 2,190,272	-
支払利息	-	10,519	-	△ 4,512	6,008
一般管理費	-	121	625	-	746
他経理へ繰入	11,988	-	-	△ 11,988	-
計	4,750,900	4,063,415	25,965	△ 4,080,257	4,760,023

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

※[人件費の見積もり]期間中総額4,157百万円(退職手当除く)を支出する。

<中小企業倒産防止共済勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額			
	経営環境変化対応業務			
	(基金経理)	(業務等経理)	(調 整)	合 計
収入				
運営費交付金	-	6,526	-	6,526
貸付等回収金	277,820	-	-	277,820
貸付金利息	8,309	-	-	8,309
業務収入	1,671,211	-	-	1,671,211
運用収入	9,131	1,109	-	10,240
その他収入	196	31	-	227
他経理より受入	-	13,623	△ 13,623	-
計	1,966,668	21,289	△ 13,623	1,974,334
支出				
業務経費	1,007,169	20,214	-	1,027,382
貸付金	282,063	-	-	282,063
他勘定貸付金	300,000	-	-	300,000
一般管理費	-	544	-	544
他経理へ繰入	13,623	-	△ 13,623	-
計	1,602,855	20,758	△ 13,623	1,609,989

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

※[人件費の見積もり]期間中総額3,043百万円(退職手当除く)を支出する。

<出資承継勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額
	生産性向上業務
収入	
業務収入	35
運用収入	45
その他収入	0
計	80
支出	
業務経費	41
一般管理費	4
計	44

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

※[人件費の見積もり]期間中総額16百万円(退職手当除く)を支出する。

[運営費交付金の算定ルール]

各事業年度の運営費交付金（G）については、次の数式により算出する。

$$G(i) = A(i) \times \alpha + D(i) \times \beta \times \gamma + \lambda \pm \text{特殊要因} - \text{自己収入}$$

G(i) : 当該事業年度の運営費交付金

A(i) : 当該事業年度において運営費交付金を充当して行う一般管理費
(管理部門の人件費及び管理費)

D(i) : 当該事業年度において運営費交付金を充当して行う業務経費

α : 一般管理費効率化係数

β : 業務経費効率化係数

γ : 中長期的政策係数（各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定する）

λ : 当該事業年度の退職予定者及び前事業年度以前の予定外退職者により想定される各事業年度の退職手当額

i : 当該事業年度

(1) 一般管理費（管理部門の人件費及び管理費）

各事業年度の一般管理費（A）は、以下の式により決定する。

$$A(i) = B(i) + C(i)$$

B(i) : 当該事業年度における人件費（基本給等＋退職手当）のうち退職手当を除いた経費で次の式により算出する。

（基本給等：役員報酬並びに職員基準内給与、職員諸手当、超過勤務手当及び諸支出金等に相当する範囲の費用）

$$B(i) = B(i-1) \times \mu$$

μ : 人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において、昇給原資、給与改定等を勘案し、当年度における具体的な係数値を決定。

C(i) : 当該事業年度におけるその他の一般管理費で次の式により算出する。

$$C(i) = C(i-1) \times \sigma$$

σ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度の具体的な係数値を決定。

(2) 業務経費

各事業年度の業務経費（D）は、以下の式により決定する。

$$D(i) = E(i) + F(i)$$

E(i)：当該事業年度における事業を行うために要する人件費のうち退職手当を除いた経費で次の式により算出する。

$$E(i) = E(i-1) \times \mu$$

F(i)：当該事業年度における事業費で次の式により算出する。

$$F(i) = F(i-1) \times \sigma$$

(3) 特殊要因

短期的な政策ニーズ及び特殊要因に基づいて増減する経費。

(4) 自己収入

運営費交付金を財源として実施する事務・事業から生じる事業収益の見積額×
 θ （調整係数）

θ ：自己収入の増加策等を勘案した係数として、各事業年度における予算編成過程において当該事業年度における具体的な数値を決定。係数値の決定にあたっては、機構の経営努力による自己収入の増加に向けたインセンティブが作用するよう配慮し、各事業年度の予算編成過程において当該事業年度の具体的な係数値を決定。

上記の算定式に基づき、一定の仮定の下に中期計画の予算を試算。

- ・ α （一般管理費効率化係数）及び β （業務経費効率化係数）については、新規追加部分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される部分を除き、毎年度平均で前年度比 1.05%削減を図る前提で試算。
新規追加部分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される部分は翌年度から 1.05%削減を図ることとする。
- ・ γ （政策的係数）については、各事業年度とも 1 として試算。
- ・ λ （退職手当）については、平成 31 事業年度 557 百万円、平成 32 事業年度 500 百万円、平成 33 事業年度 534 百万円、平成 34 事業年度 274 百万円、平成 35 事業年度 384 百万円として試算。
- ・ 特殊要因については、各事業年度とも 29 百万円として試算。
- ・ μ （人件費調整係数）については、各事業年度とも 1 として試算。
- ・ σ （消費者物価指数）については、各事業年度とも $\pm 0\%$ として試算。
- ・ θ （自己収入調整係数）については、自己収入を前年同額として各事業年度とも 1 として試算。

中期計画(2019年4月～2024年3月)の収支計画

<一般勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額										
	事業承継・引継ぎ促進業務			生産性向上業務	新事業展開・創業支援業務	経営環境変化対応業務				共 通	合 計
	(一般経理)	(特定出資経理)	合 計	(一般経理)	(一般経理)	(一般経理)	(復興特別経理)	(特定出資経理)	合 計	(一般経理)	
費用の部	5,690	1,853	7,543	1,493,885	2,582,878	1,868,501	7,138	559	1,876,197	4,827	5,965,331
経常費用	5,690	1,853	7,543	1,493,885	2,582,878	1,868,501	7,016	559	1,876,076	391	5,960,773
業務経費	5,414	1,839	7,252	1,490,631	2,578,638	1,868,274	6,690	551	1,875,516	-	5,952,037
一般管理費	261	15	276	2,645	2,329	169	324	7	499	-	5,749
減価償却費	4	-	4	526	1,839	53	0	-	53	391	2,813
財務費用	3	-	3	4	4	0	-	-	0	-	11
その他の費用	8	0	8	79	68	5	2	0	7	-	163
臨時損失	-	-	-	-	-	-	122	-	122	4,436	4,558
会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入	-	-	-	-	-	-	26	-	26	340	367
会計基準改訂に伴う退職給付費用	-	-	-	-	-	-	95	-	95	4,096	4,191
収益の部	6,242	350	6,592	1,490,078	2,575,738	1,869,233	2,727	50	1,872,010	6,620	5,951,038
経常収益	6,242	350	6,592	1,484,070	2,575,738	1,869,233	2,605	50	1,871,888	2,184	5,940,472
運営費交付金収益	4,588	-	4,588	1,203,328	22,608	3,281	2,380	-	5,661	-	1,236,184
資産見返運営費交付金戻入	3	-	3	76	259	53	0	-	53	11	402
資産見返補助金等戻入	1	-	1	203	685	-	-	-	-	-	888
補助金等収益	-	-	-	272,662	2,541,538	1,864,188	-	-	1,864,188	-	4,678,388
貸付金利息	-	-	-	1,507	-	-	-	-	-	-	1,507
出資金収益	1,497	350	1,847	-	4,641	1,658	-	50	1,708	-	8,196
事業収入	3	-	3	4,688	5,000	-	-	-	-	-	9,691
受託収入	-	-	-	75	-	-	-	-	-	-	75
賞与引当金見返に係る収益	95	-	95	967	631	33	130	-	164	-	1,857
退職給付引当金見返に係る収益	56	-	56	565	375	19	76	-	96	-	1,091
財務収益	-	-	-	-	-	-	1	-	1	510	512
その他の収益	-	-	-	-	-	-	17	-	17	1,663	1,680
臨時利益	-	-	-	6,008	-	-	122	-	122	4,436	10,565
貸倒引当金戻入益	-	-	-	6,008	-	-	-	-	-	-	6,008
賞与引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-	-	26	-	26	340	367
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-	-	95	-	95	4,096	4,191
純利益(△純損失)	553	△ 1,503	△ 951	△ 3,807	△ 7,140	732	△ 4,411	△ 509	△ 4,188	1,793	△ 14,293
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	208	67	166	4,430	-	4,595	249	5,119
総利益(△総損失)	553	△ 1,503	△ 951	△ 3,600	△ 7,073	897	19	△ 509	408	2,042	△ 9,175

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<産業基盤整備勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額			
	新事業展開・ 創業支援業務	経営環境変化 対応業務	共 通	合 計
費用の部				
経常費用	919	863	-	1,782
業務経費	417	257	-	675
一般管理費	56	33	-	90
引当金繰入	444	572	-	1,016
その他の費用	1	1	-	2
収益の部	39	49	137	224
経常収益	38	49	137	224
事業収入	38	49	-	87
財務収益	-	-	128	128
その他の収益	-	-	8	8
臨時利益				
貸倒引当金戻入益	1	-	-	1
純利益 (△純損失)	△ 880	△ 815	137	△ 1,558
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	884	884
総利益 (△総損失)	△ 880	△ 815	1,021	△ 674

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<施設整備等勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額
	新事業展開・創業 支援業務
費用の部	
経常費用	5,274
業務経費	3,866
一般管理費	190
減価償却費	1,207
その他の費用	11
収益の部	5,471
経常収益	5,408
貸付金利息	0
事業収入	5,366
財務収益	23
その他の収益	19
臨時利益	
貸倒引当金戻入益	63
純利益(△純損失)	197
総利益(△総損失)	197

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<小規模企業共済勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額				
	経営環境変化対応業務				
	(給付経理)	(融資経理)	(業務等経理)	(調 整)	合 計
費用の部	3,957,786	19,785	28,483	△ 16,500	3,989,554
経常費用	3,957,786	19,785	27,797	△ 16,500	3,988,868
業務経費	3,957,786	19,520	25,330	△ 16,500	3,986,137
一般管理費	-	120	620	-	740
減価償却費	-	144	1,842	-	1,985
財務費用	-	-	0	-	0
その他の費用	-	1	4	-	5
臨時損失	-	-	686	-	686
会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入	-	-	47	-	47
会計基準改訂に伴う退職給付費用	-	-	639	-	639
収益の部	3,811,432	24,980	28,483	△ 16,500	3,848,395
経常収益	3,811,432	24,980	27,797	△ 16,500	3,847,709
運営費交付金収益	-	-	14,543	-	14,543
資産見返運営費交付金戻入	-	-	131	-	131
資産見返補助金等戻入	-	52	475	-	527
貸付金利息	4,512	24,922	-	△ 4,512	24,922
事業収入	3,806,920	-	-	-	3,806,920
賞与引当金見返に係る収益	-	-	231	-	231
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	135	-	135
財務収益	-	0	259	-	259
その他の収益	-	7	12,023	△ 11,988	41
臨時利益	-	-	686	-	686
賞与引当金見返に係る収益	-	-	47	-	47
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	639	-	639
純利益(△純損失)	△ 146,355	5,196	-	-	△ 141,159
前中期目標期間繰越積立金取崩額	146,355	134	-	-	146,489
総利益(△総損失)	-	5,330	-	-	5,330

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<中小企業倒産防止共済勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額			
	経営環境変化対応業務			
	(基金経理)	(業務等経理)	(調 整)	合 計
費用の部	1,691,210	22,530	△ 13,623	1,700,116
経常費用	1,691,210	22,015	△ 13,623	1,699,601
業務経費	1,686,929	20,206	△ 13,623	1,693,512
一般管理費	-	540	-	540
減価償却費	-	1,265	-	1,265
引当金繰入	4,281	-	-	4,281
財務費用	-	0	-	0
その他の費用	-	4	-	4
臨時損失	-	515	-	515
会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入	-	36	-	36
会計基準改訂に伴う退職給付費用	-	479	-	479
収益の部	1,691,210	21,826	△ 13,623	1,699,413
経常収益	1,688,670	21,311	△ 13,623	1,696,358
運営費交付金収益	-	6,245	-	6,245
資産見返運営費交付金戻入	-	23	-	23
資産見返補助金等戻入	-	0	-	0
貸付金利息	8,309	-	-	8,309
事業収入	1,680,361	-	-	1,680,361
賞与引当金見返に係る収益	-	177	-	177
退職給付引当金見返に係る収益	-	104	-	104
財務収益	-	1,109	-	1,109
その他の収益	-	13,654	△ 13,623	31
臨時利益	2,540	515	-	3,055
完済手当金準備基金戻入益	2,540	-	-	2,540
賞与引当金見返に係る収益	-	36	-	36
退職給付引当金見返に係る収益	-	479	-	479
純利益(△純損失)	-	△ 703	-	△ 703
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	703	-	703
総利益(△総損失)	-	-	-	-

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

< 出資承継勘定 >

(単位:百万円)

区 別	金 額
	生産性向上業務
費用の部	
経常費用	44
業務経費	41
一般管理費	4
その他の費用	0
収益の部	
経常収益	80
事業収入	35
財務収益	45
その他の収益	0
純利益(△純損失)	36
総利益(△総損失)	36

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

中期計画(2019年4月～2024年3月)の資金計画

<一般勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額										
	事業承継・引継ぎ促進業務			生産性向上業 務	新事業展開・ 創業支援業務	経営環境変化対応業務				共 通	合 計
	(一般経理)	(特定出資経 理)	合 計			(一般経理)	(復興特別経 理)	(特定出資経 理)	合 計		
資金支出	49,390	93,750	143,140	1,570,032	2,748,035	1,916,686	7,213	53,255	1,977,154	278,437	6,716,798
業務活動による支出	49,232	90,170	139,403	1,549,828	2,747,973	1,916,629	7,016	50,097	1,973,742	-	6,410,945
投資活動による支出	110	3,580	3,690	20,132	-	53	-	3,158	3,211	232,876	259,910
財務活動による支出	47	-	47	72	62	5	-	-	5	30,000	30,185
次期中期目標期間への繰越金	-	-	-	-	-	-	196	-	196	15,561	15,758
資金収入	49,390	93,750	143,140	1,570,032	2,748,035	1,916,686	7,213	53,255	1,977,154	278,437	6,716,798
業務活動による収入	10,366	3,750	14,116	1,498,644	2,662,930	1,885,922	3,246	3,255	1,892,423	2,173	6,070,286
運営費交付金による収入	4,738	-	4,738	1,204,860	23,614	3,334	2,587	-	5,921	-	1,239,132
その他の補助金等	-	-	-	202,103	2,541,305	1,854,979	-	-	1,854,979	-	4,598,388
貸付等回収金	5,625	3,750	9,375	83,113	92,855	27,609	640	3,255	31,504	-	216,847
事業収入	3	-	3	8,493	5,156	-	-	-	-	-	13,652
受託収入	-	-	-	75	-	-	-	-	-	-	75
その他の収入	-	-	-	-	-	-	19	-	19	2,173	2,192
投資活動による収入	39,023	-	39,023	71,388	53,105	30,764	-	-	30,764	157,602	351,883
財務活動による収入	-	90,000	90,000	-	32,000	-	-	50,000	50,000	-	172,000
前期中期目標期間よりの繰越金	-	-	-	-	-	-	3,967	-	3,967	118,662	122,629

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<産業基盤整備勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額			
	新事業展開・創 業支援業務	経営環境変化 対応業務	共 通	合 計
資金支出	885	700	50,631	52,216
業務活動による支出	885	700	-	1,585
投資活動による支出	-	-	50,568	50,568
財務活動による支出	-	-	60	60
次期中期目標期間への繰越金	-	-	4	4
資金収入	885	700	50,631	52,216
業務活動による収入	39	49	137	224
事業収入	39	49	-	87
その他の収入	-	-	137	137
投資活動による収入	846	651	50,489	51,987
前期中期目標期間よりの繰越金	-	-	5	5

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<施設整備等勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額
	新事業展開・創業 支援業務
資金支出	33,555
業務活動による支出	4,243
投資活動による支出	28,079
財務活動による支出	381
次期中期目標期間への繰越金	852
資金収入	33,555
業務活動による収入	5,933
貸付等回収金	55
事業収入	5,836
その他の収入	42
投資活動による収入	26,455
前中期目標期間よりの繰越金	1,167

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<小規模企業共済勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額				
	経営環境変化対応業務				
	(給付経理)	(融資経理)	(業務等経理)	(調 整)	合 計
資金支出	10,209,149	4,063,430	45,471	△ 4,080,257	10,237,794
業務活動による支出	4,750,900	1,873,142	25,965	△ 1,889,985	4,760,023
投資活動による支出	5,448,921	-	19,230	-	5,468,151
財務活動による支出	-	2,190,272	10	△ 2,190,272	10
次期中期目標期間への繰越金	9,328	15	266	-	9,610
資金収入	10,209,149	4,063,430	45,471	△ 4,080,257	10,237,794
業務活動による収入	6,096,555	1,889,879	27,191	△ 2,206,772	5,806,853
運営費交付金による収入	-	-	14,909	-	14,909
貸付等回収金	2,190,272	1,864,951	-	△ 2,190,272	1,864,951
事業収入	3,449,034	-	-	-	3,449,034
その他の収入	457,249	24,928	12,282	△ 16,500	477,960
投資活動による収入	4,102,560	-	18,028	-	4,120,588
財務活動による収入	-	2,173,485	-	△ 1,873,485	300,000
前中期目標期間よりの繰越金	10,034	65	252	-	10,352

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<中小企業倒産防止共済勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額			
	経営環境変化対応業務			
	(基金経理)	(業務等経理)	(調 整)	合 計
資金支出	5,659,479	83,869	△ 13,623	5,729,725
業務活動による支出	1,303,056	20,758	△ 13,623	1,310,190
投資活動による支出	4,356,350	62,595	-	4,418,945
財務活動による支出	-	8	-	8
次期中期目標期間への繰越金	73	509	-	582
資金収入	5,659,479	83,869	△ 13,623	5,729,725
業務活動による収入	1,974,483	21,289	△ 13,623	1,982,148
運営費交付金による収入	-	6,526	-	6,526
貸付等回収金	277,820	-	-	277,820
事業収入	1,679,259	-	-	1,679,259
その他の収入	17,403	14,763	△ 13,623	18,543
投資活動による収入	3,684,900	61,879	-	3,746,779
前中期目標期間よりの繰越金	96	702	-	798

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<出資承継勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額
	生産性向上業務
資金支出	3,386
業務活動による支出	44
投資活動による支出	3,336
次期中期目標期間への繰越金	6
資金収入	3,386
業務活動による収入	80
事業収入	35
その他の収入	45
投資活動による収入	3,300
前中期目標期間よりの繰越金	6

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。